

会 議 録

1 会議名

第 48 回上越市美術展覧会 第 1 回運営委員会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 第 48 回上越市美術展覧会について（案）（公開）

ア 開催計画について

イ 展示レイアウトについて

ウ 応募要項について

エ 審査員の推薦と決定について

オ 作品鑑賞会の日程、講師について

(2) その他（公開）

3 開催日時

平成 30 年 5 月 30 日（水） 午後 2 時から午後 4 時まで

4 開催場所

市民交流施設高田公園オーレンプラザ研修室

5 傍聴人の数

0 人

6 非公開の理由

なし

7 出席した委員（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

委 員：筑波 進（委員長）、洞谷 亜里佐（副委員長）、小林 充也、大口 満、
松尾 大介、大藏 豊彦、小川 恵子、押木 秀樹、山田 真一、藤野 正二、
木村 信子、木村 隆（以上 12 人出席）

事務局：（社会教育課）福山副課長、加藤係長、北澤係長、杉田主任

8 発言の内容

(1) 第 48 回上越市美術展覧会について（案）

ア 開催計画について

（事務局）：（資料 1 ページに基づき説明）

（委員長）：彫刻・立体造形部門をオーレンプラザに配置した場合の位置及びミュゼ雪小

町に配置した理由を説明してください。

(事務局): 彫刻・立体造形部門をオーレンプラザに配置する場合、資料2ページの出入口から右方向の前室1-4になります。

オーレンプラザの配置個所は入口から少し距離があり展示箇所の一団性に欠けることや、市展会期中の午後6時以降、受付の人がいなくなることから管理に課題がありますので、ミュゼ雪小町での展示を提案しています。

(委員長): 管理上の課題については、ミュゼ雪小町であれば管理事務室に人がいることから管理の面で有利かと思います。

また、彫刻・立体造形作品はギャラリー内に点在させての展示もできると思います。

(松尾委員): 屋内共有スペースのその他の部分を使用できますか。

(事務局): ミュゼ雪小町の管理をしている文化振興課と協議してお答えします。

(押木委員): ミュゼ雪小町の多目的室は使用できますか。

(委員長): 多目的室の利用は動線の問題があるので、屋内共有スペースのみの展示としたい。

(松尾委員): 屋内共有スペースのその他の部分も使用できれば、ミュゼ雪小町での展示でよいと思います。

(委員長): ギャラリー内での展示もできるので、彫刻・立体造形部門の展示はミュゼ雪小町としてよいでしょうか。併せて、日本画部門の展示もミュゼ雪小町としてよいでしょうか。

(委員一同): 意見なし。

(委員長): それでは、開催計画(案)については承認します。

イ 展示レイアウトについて

(事務局): (資料2ページから3ページに基づき説明)

(委員長): 作品が多い場合には、パネルの増設も可能です。

ご意見はありますか。

(委員一同): 意見なし。

(委員長): それでは、展示レイアウトについては承認します。

ウ 応募要項について

(事務局):(資料4ページに基づき説明)

変更点は、第47回応募要項では出品規定に記載があった「指導者の指導過多と認められる場合は、入選あるいは入賞を取り消すことがあります。」の記載を審査の欄に移動しています。

(松尾委員):大きい作品の搬入は可能ですか。

(事務局):5階まで車で来ていただくと両開きの搬入口があるので、搬入は可能です。

(小林委員):出品規定の「展示時の安全性・安定性に不安がある作品は、下記の規定にかかわらず、不可とします」との記載について、不可とは「受付しない」ということを明記すべきと思います。

(委員長):「不可」という記載には、不安定な部分を直せば受付できるといった意味も含み、幅を持たせた表現となっているため、特に問題はないと思うがいかがでしょうか。

(委員一同):「不可」といった表現で問題なし。

(松尾委員):出品規定に記載がある「使用不可」「不可とします」という文言を統一してはいかがでしょうか。また、展示の安全性・安定性について記載がある文章についてのみ、「下記の規定」という文言が入っているが、出品規定に記載があるもの全てに「下記の規定」が当てはまるとしますので文言は削除してよいと思いますがいかがでしょうか。

(委員一同):意見なし。

(小林委員):絵の上下の別について、一言付け加えてはどうですか。

(委員長):受付で絵の上下が分かるように附箋等で表現するのみで良いと思います。

(小林委員):どの作品をどの部門に出品するかは本人の申告でよいでしょうか。

(委員長):本人の申告を重視することになるが、明らかにおかしい申告については各部門の委員と連携し、判断をすることでよいと考えます。

(藤野委員):写真の部門で、デジタル写真においてパソコンを介した写真は受付をしないという写真展が既に開催されています。パソコンを介することで、様々な加工が可能となるため、パソコンを介した場合はグラフィックデザイン部門とすることも一つの考えだとは思いますが、市展では、そこまで厳しくする必要はあるか、または今まで通りでよいかご意見をお聞きしたい。

(委員長): 明らかに写真を加工したことがわかれば、グラフィックデザインでの受付とするかなど出品者にも一考いただき対応することとし、出品規定については今まで通りでいかがでしょうか。

また、審査では写真の加工の限度については審査員に判断を一任することによいと思うがいかがでしょうか。

(委員一同): 意見なし。

(委員長): それでは、応募要項について承認します。

エ 審査員の推薦と決定について

(事務局):(資料5ページから7ページに基づき説明)

(委員長): 交通費の切符等は事務局から送るのか、立て替えて支払うのか説明をお願いします。

(事務局): 切符等の手配は各審査員から購入いただき、後日、市からお支払いします。

(小林委員): 金沢発東京行きの北陸新幹線は上越妙高駅 11 時 58 分着もあるが、なぜ記載がないのでしょうか。

(事務局): 12 時 10 分から審査員昼食として設定していますので、11 時 58 分着ですと昼食開始時間に間に合わないことから、記載していません。

(委員長): 列車時刻については、細かく記載することが親切であると思いますので、記載をお願いします。また、7 ページ目の推薦書について、「略歴」を記載する箇所がありますが、推薦される方ですので略歴は必要ないかと思います。今年、この推薦書の様式としますが、次回以降は「略歴」の欄は削除し、「代表的な役職」や「肩書」を記載することとします。

その他ご意見はありますか。

(委員一同): 意見なし。

(委員長): それでは、審査員の推薦について承認します。

オ 作品鑑賞会の日程、講師について

(事務局):(資料8ページから9ページに基づき説明)

(委員長): 作品鑑賞会について、昨年のアンケートに作品鑑賞会の日程を目録に記載してほしいとの声がありました。

目録に日程まで入れることを検討するように。

その他ご意見はありますか。

(委員一同): 意見なし。

(委員長): それでは、作品鑑賞会の日程、講師について承認します。

(2) その他

(委員長): その他ありますか。

(事務局): 2点あります。1点目は複写式の出品票についてです。

複写紙は、黄色、ピンク色、青色で回しており、第47回はピンク色でしたので、第48回は青色で作成します。

2点目は、出品目録になります。昨年の出品目録と変更したところは、部門の部分に『「絵画」作品は技法を記入してください』との記載を追記しました。昨年の受付の方から、絵画の技法についての問合せがあり、受付では答えられなかった経緯から追記したものです。委員の皆様からご意見をいただければと思います。

(委員長): 彫刻や立体造形であれば素材を書くことがありますが、作品の本質を見てもらいたいことや技法の概念を持ってほしくないことから、絵画の技法までを書く必要はないと思います。

(押木委員): 例えば、出品目録には記載せずに、作品受付で素材を聞かれた際には、「鑑賞会にお越しく下さい」とお声掛けいただくことでいかがでしょうか。

(委員一同): 意見なし。

(藤野委員): 無鑑査の方の一覧をいただきたいが、作品受付の際に手持ちとして、いただくことは可能でしょうか。

(事務局): 個人情報に関する事なので、確認をさせていただきたい。

(委員長): 予定しました議題などは終了しましたが、その他ありますでしょうか。

(委員一同): なし。

(事務局): 以上をもちまして、第48回上越市美術展覧会第1回運営委員会を閉会します。慎重ご審議ありがとうございました。

9 問合せ先

教育委員会 社会教育課 生涯学習係 : 025-545-9245

E-mail :shakaikyouiku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。